

## 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

### 第3章 再利用に関する計画

#### （再利用に関する計画）

第8条 条例第14条に規定する再利用に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 再利用の基本方針に関する事項
- (2) 再利用促進のための方策に関する事項
- (3) 資源物等の発生量及び再利用量の見込みに関する事項
- (4) その他再利用に関し必要な事項

2 市長は、再利用に関する計画について、これを市民に明らかにしなければならない。

### 第4章 一定規模以上の事業用建築物

#### （一定規模以上の事業用建築物）

第9条 条例第20条第1項に規定する規則で定める規模以上の事業用の建築物（以下「一定規模以上の事業用建築物」という。）は、事業用途に供する部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建築物とする。

#### （廃棄物管理責任者）

第10条 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、条例第20条第2項の規定により当該建築物から排出される事業系廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を1名選任し、廃棄物管理責任者選任届（第1号様式）により市長に届け出なければならない。

2 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、前項の規定による届出に変更があった場合は、その事実が生じた日から30日以内に廃棄物管理責任者選任届により、市長に届け出なければならない。

#### （一定規模以上の事業用建築物における減量及び再利用計画）

第11条 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、条例第20条第3項の規定により次に掲げる事項を記載した廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（第2号様式）を毎年5月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の種類
- (2) 廃棄物の排出量、処分量及び再利用量の前年度実績並びに当該年度の見込み
- (3) 前年度実績の自己評価
- (4) 再利用の方法
- (5) その他廃棄物の減量及び再利用に関し必要な事項

#### （再利用対象物の保管場所）

第12条 条例第20条第4項及び第6項に規定する再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所と明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、市長が別に定める基準に適合するものであること。
- (3) 搬入、搬出等の作業が安全かつ容易にできるものであること。
- (4) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

2 一定規模以上の事業用建築物を建設しようとする者は、条例第20条第6項の規定により再利用対象物の保管場所の設置について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による当該建築の確認の申請の前までに、再利用対象物保管場所設置届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。